

# 軽度者に対する福祉用具貸与フロー図

軽度者(要支援1・2、要介護1)に対する福祉用具貸与について(特例給付)

(ただし、自動排泄処理装置については、要介護2、3も含む)

対象福祉用具					
車いす及び車いす 付属品	特殊寝台及び特 殊寝台付属品	床ずれ防止用具及 び体位変換器	認知症老人徘徊感知器	移動用リフト	自動排泄処理 装置
<給付要件> <b>別表</b> に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。					

## 福祉用具貸与の判断手順

【別表】「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当する

YES

給付可

市への確認手続き  
不要

NO

種目が

- ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知器
- ・自動排泄処理装置

である。

YES

疾病その他の原因により、次のⅠ～Ⅲいずれかに該当するもの。

- Ⅰ 日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」に該当する者  
(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 等)
- Ⅱ 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」になることが確実に見込まれる者
- Ⅲ 身体への重大な危険回避等の医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当する者  
(例：ぜんそく発作時等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 等)

NO

給付不可

YES

以下の(1)(2)のすべての要件を満たし、これらについて市に確認を受けた場合に給付対象となる。

- (1) 上記Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。
  - (2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。
- (確認申請書類)

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る届出書
  - ② サービス担当者会議等の要点
  - ③ 医師の意見が明記されている資料(主治医意見書等)
- ※サービス担当者会議等の記録に、医師の医学的な所見による判断が明記されている場合は、主治医意見書等の添付を省略することができます。

YES

給付可